

日金協発 第 24-1448 号
令和 7 年 3 月 10 日

各位

日本貸金業協会
会長 倉中 伸

「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」の一部改正について

この度、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」を、下記のとおり一部改正しましたのでご案内いたします。

なお、改正後の「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」は本日から施行します。

記

1. 改正の趣旨

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和六年 政令第二百六十号）」等の施行に伴い、各種法令・ガイドライン等において、関連する所要の整備（マイナンバーカードと健康保険の被保険者証の一本化に関連する改正）がなされ、令和 6 年 12 月 2 日付で「貸金業者向けの総合的な監督指針」が改正されたことから、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」の一部を改正します。

2. 主な改正内容

「健康保険証」を「健康保険証に代えて保険者から交付される資格確認書」に改正しました。

以上

※ 改正内容及び改正後の「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」につきましては、当協会ホームページにて掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

[【定款・定款諸規則等】自主規制基本規則 | 日本貸金業協会 \(j-fsa.or.jp\)](#)

【お問い合わせ先】

日本貸金業協会 会員業務部 篠原・宮川・川野・吉良
電話 03-5739-3014
電子メール kaiin-gyombu@j-fsa.jp